

第19回鹿児島地区合併協議会会議結果

日時 平成16年10月18日(月)午前11時

場所 ウェルビューかごしま 2階 潮騒の間

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報 告

(1) 確認されている調整方針に基づいた事務事業の調整状況等について

「合併時まで決定する」とした項目のうち残されている項目の取扱いについて

上記について報告。

委員から、「敬老パス事業については、対象者にとって最も関心があり、期待している事業でもある。平成17年11月から実施されるというような新聞報道があったが、市の対象者は10月まで現状のままであるとの報道もあり、合併後の一体化、平等性の観点から5町にも適用されるべきではないか。」との質問あり。

委員から、「敬老パス事業は、来年11月1日から実施と報道されている。この問題は喜入町としても議会をはじめ町民の理解は得られないと思っている。市長は今回の合併は対等合併であると言われており、それを信じながら今日まで来たが、今日の新聞報道をみると差別があるのではないか。やはり今年の11月1日から横並びでいくのが本来の筋ではないか。」との発言あり。

委員から、「郡山町、喜入町の委員から意見が出されたが、私どもも同感である。常々会長からも一日も早い新市の一体化ということを考えているという話でもあり、それから考えると、たとえ1年間であろうとやはりこのような実施の仕方には疑問がある。」旨の発言あり。

委員から、「敬老パスの取扱いの方針等が新聞に掲載されていたが、非常に期間が長いのではないか。できれば現在市で実施されている敬老パスの取扱いを合併時に5町でも実施すべきではないか。今朝特別委員会を開催したが、全会一致でそのことは申し述べてほしいとなった。5町も同様な取扱いをしていただきたい。」旨の発言あり。

これに対し、鹿児島市福祉事務所長から、「敬老パス制度は、交通事業者との協調制度、言いかえると共同事業的な制度である。従って、交通事業者の理解と協力というのが不可欠である。私どもはこれまで交通事業者と鋭意協議を進めてきた。その中で今回の見直しの内容が利用者の方々に一部自己負担をお願いすること 合併後の新市域にも適用していくということ 現在交通事業者自体が検討しているICカード化を活用するという、このように従前にはない、そして多岐にわたる協議事項を検討しなければならない。このような中、先般交通事業者との協議が整い、市当局としての方針を固めたところである。ICカードシステムの開発には非常に時間がかかるので、実施時期を来年11月1日を目途

とするとした。その間の経過措置的なことについては、合併調整方針で確認をされているとおり、見直し後の制度を適用するまでは現行どおりということで、今回の敬老パス制度の見直しについては考えたところである。」旨の説明あり。

委員から、「あまりにも答弁が簡単ではないかと思っている。11月1日の合併は3月には決まっていたので、交通事業者との協議やICカードの開発については十分期間があったのではないかと思う。何回協議をしたのかわからないが、そのような理由で遅れたのであれば、市の対応が悪いのではないかと思う。それでは納得がいかない。審議の内容をお聞かせいただきたい。」旨の質問あり。

これに対し、鹿児島市福祉事務所長から、「この制度は協調制度であり、交通事業者の理解と協力が不可欠である。これまでも長年この制度を運用してきたが、お互いの信頼関係の構築の上に立って、この制度の運営を行ってきた。今回は制度開始以来と比べていいほどの大きな見直し内容であるが、行政当局も交通事業者もそのことを感じながら協議を重ねてきた経過があり、やはりスタート時点でお互い理解できる十分な協議が必要だと私も思っており、そのようなことから先ほど申し上げた結果となった。」旨の説明あり。

会長から、「今日は会長というよりは鹿児島市長という立場で私の方から説明をしたい。今朝の新聞にあるように、利用者、行政、交通事業者がそれぞれ3分の1ずつ負担していただくという新しい制度案を市議会に報告したところである。お年寄りの皆さんが3分の1の負担をしていただく場合に、一人ひとりに180円の場合は60円、あるいは割り切れない場合いくらとか、それを計算して支払うことは大変なことであり負担をかけることにもなる。また、計算等に時間がかかり、バスが遅延したり、交通渋滞を起こすことがあるので、これはあくまでもICカードが利用できるということがまず前提である。そのICカードはバス事業者、これを取りまとめる県バス協会の方でICカードを導入することをまず決めていただかないといけない。県バス協会としてもおそらく10億近い負担をされて、そしてこれは平成16年度の国庫補助事業に認めていただき、国が助成をし、県も助成を行う。またバスが運行されている県下の全市町村も負担することによりはじめて補助事業によるICカードの導入ができる。まずそれを県バス協会で決めていただいたので、間髪を入れず、そのICカードに鹿児島市の敬老パスのソフトを加えてほしいということでその協議を行い、結果として時間はかかったが、精力的に県バス協会あるいは各バス事業者との協議を行ってきた。県バス協会自体のICカードを作り、それに鹿児島市の敬老パスのソフトを加えるため、二つの期間がいることになるので、事務当局にできるだけ早く行うように指示もし検討もしてきたところである。各町からあったご要望のお気持ち、これは私も理解ができる。そしてまた本来であれば合併時あるいは新年度あたりから実施できればそれが一番良かったわけだが、それができなかった。決して事務当局も不埒をしていたわけでもないし、また、いろいろな手続き等をして今日に至ったわけである。そしてつい最近に市議

会に対して報告したところである。これまでは合併協議会で提案を行い、それを持ち帰って特別委員会等に報告するというシステムであったが、敬老パス制度については、あくまでも鹿児島市の従来の敬老パス制度がベースになり、それを改善するという形を取っている。敬老パス制度だけは、皆様方にもお諮りをし、市当局と市議会でまずやって、それを合併協議会に諮るといって、これだけは特別な手続きを行っている。現在市議会にお願いしているところである。先ほどの首長協議でも大分私もお叱りも受け、首長の皆さんのお気持ちも私にはよくわかりますというご返事をしたところである。これは鹿児島市だけでできることではなく、県バス協会の協力も得られないといけないので、そのような事情があることをご了解いただきたい。そしてまた、県バス協会としても単独ではできなく、国の補助事業として実施しなければ、負担があまりにも大きすぎる。ところが国に対しては、ＩＣカードの補助事業に対する要望が全国から多数上がってきており、その中で私自身が九州運輸局長などに、これは普通のＩＣカードとは違い、我々合併についての敬老パスの整理がかかっている。是非１６年度が一番早い機会に認めてもらわなければ困るということをお願いしたりするなどの努力も行った。その結果、決定されたが、バス協会も相当の負担があり、また県も何億か負担をしないといけないということで、市長会あたりからも県に対しても是非県の補助も出してもらいたいという運動等をしながら、ようやくＩＣカードが決まったところである。そして、それに対して、県バス協会との細部にわたる協議を行い、ようやく県バス協会の理解もあって、完全なご理解が得られたところである。それから、市の方の案を作成し、今日に至ったということである。結果としては、合併と同時に全市民、全地域の住民にそのままできないことは申し訳ないが、そのことについては、不埒をしていたとかどうかということではないのでご理解をいただきたい。また、今回の合併については、私どもも、例えば合併をした年は現行どおりとするとか、１年間は各町が行ってきた制度をそのまま実施するとか、できるだけ急激な変化が起こらないようにしており、いろいろな政策にしても、１市５町の中で差異のある対応もしているわけであり、敬老パスだけがそういうことではないということもご理解いただきたい。お気持ちは理解できますし、また私もそれを一番の基本に置きながらやってきたつもりなので、ご理解をいただけたらと思う。」旨の発言あり。

委員から、「この優待パスの問題については、船舶やバスを持っており、当事者である。敬老パスについては、鹿児島市の制度を見直すことが前提であり、合併時までに決定するという調整案が確認をされており、今日まで努力してきた。その結果、市長が言われたように三者が負担し合うというスタンスの中で、一番問題は負担を明確にするには、ＩＣカードによりきちんとした料金の設定なり、あるいは事業者がしやすい方向の導入を含めて、この敬老パスの問題については進めるということで大変な苦勞をされ、ようやく事業者の負担が了解されて、整理がされたと思っている。負担をきちんと明確にすると同時に、利

用者がしやすい方向で行うことはそれでいいと思う。ただ、取扱いが1年先に延び、従来の取扱いとなると桜島町では現行の制度もそのまま適用されるが、11月1日からは私たちは関与できない。ただ、かねがね合併して良かった、そういう実感を得られる合併にしようということで私たちも長年の歴史に幕を降ろした。同時にこれは終わりではなく、新市に向かって、夢創造の歴史のはじまりだと、大きな夢と期待を持ちながら、希望を託しているわけである。11月1日に同じく市民権を得るのでその取扱いは基本的には平等でないといけない。旧の人と新しい人では権利が違うわけではないので、市民権を得たと同時にその受益は平等でないといけなく、差別をしてはいけないと思う。桜島フェリーも然りであるが、ただ問題は六万人を超える新たな負担が生まれる。これは当然そのような経過をして結論が出ているのであれば、その負担は当然覚悟をしなければならない。私は気持ち良く1市5町が市民権を持って、鹿児島県の電車もバスも桜島フェリーも桜島の町営のバスも、これを機に同じように利用ができれば、そしてさらに5町の交流の始まりとすることによって、その1年間従来の制度をそのまま5町に適用すれば大変喜ばれるであろうし、また大変ありがたいという感激も違い、合併して良かったという実感が湧くと思う。私は基本的にそういう市民権の差別をしてはいけないと思う。そういう意味から、合併時からその制度の恩恵を受けられるという喜びの実感があればいいなと思う。基本的にはそういうことを踏まえて、市議会の場でご審議いただければ大変ありがたいと思う。私は遅れてとか遅れないとかそういうものは、議会の基本的な権能に基づくことであるのでそこまでは申し上げないが、ただ私たち5町の気持ちとして、そういう方向の整理がされたら大変ありがたいと、その気持ちを込めてお願いしたい。」旨の発言あり。

これに対し、会長から、「皆さんの発言については、私もそのとおりだと思うが、現実には先ほど申し上げたようなことがあるので、ご理解いただきたい。」旨の発言あり。

委員から、「民間が無理なら、少なくとも市電・市バスだけでも使えるような方向性を早急に決定していただきたい。」旨の発言あり。

これに対し、会長から、「敬老パスは、民間と公営を区別するということがしていないので、全く同じにやっていかなければいけない。気持ちは分かるが、現実はそのようなことなので、ご理解いただきたい。」旨の発言あり。

委員から、「ICカードの関係で来年11月になるという説明であるが、少しでも早い時期に実施できるよう要望する。それから、敬老パスについては、現在市議会に案を示してあるが、市議会としての結論が出ていない状況なので、我々も住民に説明がつかない。市議会の結論が出た時には、どのような方向で説明をされるのか、再度協議会を開催するのか。」との質問あり。

これに対し、事務局から、「現在市当局の案を市議会に示し、市議会でも論議が始まっているところであるが、結論が出た時は、その時点で幹事会や協議会が

存続していればその機関を通じて、もしそれ以降であれば、私どもは行政当局として、60万市民すべてに周知をしていくような方向を考えている。」旨の説明あり。

委員から、「5町は先の議会で合併協議会の廃止議案を議決している。敬老パスについては、合併までに決定するということを我々は前提に、それを信じて議決もしているので、その点も十分踏まえて、今後早急に結論を出していただきたい。」旨の発言あり。

委員から、「11月1日以降であれば、60万市民に何らかの方法で周知すると言われたが、そのようなことでは納得できない。特別委員会では是非協議会を存続してほしいということも出たが、協議会を存続するような形でみんなで協議をしていけばよいのではないか。」との質問あり。

これに対し、事務局から、「合併協議会の調整方針は、真摯に協議され結論が出されたものであるので、誠実に履行していかなければならないと思っている。従って、敬老パスについても合併時までに結論が得られるよう最大限の努力をしていきたい。しかし、10月末までに結論が得られない場合は、新市の中で協議をしていく必要がある。法的なことになるが、総務大臣告示が既になされているので、11月1日には合併するという法的効力が発生している。従って、11月1日には5町がなくなるので、新市の中で協議をしていかなければならないと考えている。合併協議会の中で議論された「地域まちづくり会議」あるいは「かごしままちづくり会議」を設置する予定であるので、特に5町にはそれぞれ地域まちづくり会議というものを設け、それぞれのまちづくりあるいは課題等について、自由闊達に論議をしていただく場にしようと考えている。そのような場での議論などを参考にしながら新市の議会と当局の協議の中で、できるだけ速やかに結論が得られるよう努力していきたいと考えているので、ご理解いただきたい。」旨の説明あり。

委員から、「10月中に結論が出た場合には、再度合併協議会を開催するのか。」との質問あり。

これに対し、事務局から、「現時点では、その結論についての合併協議会を開催するという考えは持っていないが、その結論については、合併協議会の下部機関である幹事会等を通じて1市5町の住民の皆様方に周知ができるように努めていきたい。」旨の説明あり。

委員から、「現時点では考えていないとはおかしいのではないか。合併協議会を開催する考えはないのか。」との質問あり。

これに対し、会長から、「2つあると思う。まず、鹿児島市議会の合併協議会廃止の議案についての結論がまだ出ていない。結論が出た場合にどうするかということは、首長協議で最終の結論を得るということになっているので、その

時点で協議をすることになる。結果としては11月1日までに結論を得るまでに至らなかった。あるいはまた実施をすれば来年11月が目途とされているが、それが少しでも早まるよう最大の努力はしていきたい、またしていかなければいけないと思う。そういう努力を我々はしていくということは申し上げておきたい。私もいつも申し上げてきているとおり、お互いが信頼の上に立って今まで協議をしてきており、例え協議会があろうと解散をしようと、それは新生鹿児島市が引き継ぐ、それは当然そのような気持ちで行っていかねばいけないし、そして合併したら一体化を図り、とりわけ5町と旧鹿児島市との格差を解消していく努力を最大限やっていかねばいけない。一緒になってやっていこうという気持ちは、十分持っているわけだから、そのことについては信頼して頂きたいと思う。また、協議会で諮れる状況であれば、それは当然協議会に諮っていくというのも前提であるが、そういう気持ちでやって頂きたいと思う。」旨の説明あり。

委員から、「現在の市の制度を5町に適用することは市議会に提案しているのか。」との質問あり。

これに対し、会長から、「先ほど説明したように、新制度ができるまでは1市5町のそれぞれの制度をそのまま実施していくということを調整方針で決めているので、現在の鹿児島市の制度を5町に実施していくことは全く考えていない。それが当協議会の決定の基本方針である。それはやはり守っていかなければならないと思う。」旨の説明あり。

委員から、「合併協議会に出てきている5町の議員は全員失職である。鹿児島市議会に委ねるしかない。合併は平等だということで我々は進んできた。今日の会議は喜びを分かち合えると思ってきた。たった一つ、取り残しが無いよう解決してほしい。なぜ来年になるのか。」との質問あり。

これに対し、会長から、「これは鹿児島市議会に委ねるとか、鹿児島市議会がどうこうではなく、当然新市の執行部である鹿児島市の執行部の問題であるので、その点はきちんと理解してほしい。そして市議会と執行部の責任において、市議会と協議をしながらやっていくということである。喜びを分かち合えるという気持ちに変わりはない。また当然それなくして合併はないわけである。しかし、現実としてそういう方法しかとれない。そうした時には、皆さんが信頼の上に立つことはできないということであれば仕方がないとしても、私はやはり今までの私の説明を了としていただき、我々が合併までにそれを実施できなかった、これは鹿児島市当局の一つの力不足ではあったかもしれないが、ICカードというものが、例えば去年ICカードの事業を国が実施していれば良かったかもしれないが、今年が一番最初にやったにも拘わらず、それしかできないということなので、ご理解をいただきたい。そしてまた、喜びを分かち合う同じ気持ちになってという気持ちは変わらないわけなので、その上に立って、いかに我々が努力をし、皆さんにかかる迷惑をいかに少なく短い期間にしてい

くかという努力をすることを先程申し上げているので、そのようなご理解をしていただきたい。」旨の説明あり。

委員から、「実施が遅れるのは会長が言われたようにＩＣカードの導入という大きな前提であるからである。それを導入することで、きちんとその負担が明確になる。ＩＣカードの導入が決定され、そして追加のソフトを組み込まなければならない事情を考えると、即実施ができない。その間の取扱いをどうするかが大きな問題だと思う。そのため合併時まで結論を出すということができなかったわけであり、先に延ばさないといけないという事情が変化したわけである。それはそれで、私は今すぐやらなくてもいいということではなく、新たに市民権が与えられる住民に対しても、等しい取扱いをすべきであると思うが、調整方針に基づく報告をしているわけである。交通事業を行っている当事者の気持ちとしては、11月1日から同じ取扱いをすれば、5町で新たな交流が、桜島、鹿児島市とそんな交流が盛んになることが一番大事なことであるので、そういう意味で今後市の当局あるいは市議会で審議をされる場合には、そういう平等な取扱いのスタンスできちんとその方向で執行していただければ大変ありがたいという気持ちも強くお伝えしたい。」旨の発言あり。

鹿児島市議会議長の上門委員から、「いろいろとご意見をお聞きしたが、私どもは調整方針に基づき、今後も議論していきたい。というのは、先程から出ているが、現行制度の見直しから入っているので、私どもも鹿児島市民にご理解いただきながら、今のこの案をどうするのかということから議論をし、一定の結論を出し、それによって一つの方向性が見い出せるものと思っている。市議会としても今後とも議論をしながら、また情報発信についてもいろいろな面で忌憚のない情報発信をしていきたいと思っているので、ご理解を賜りたい。」旨の発言あり。

会長から、「市議会議長から特に発言をしていただいたが、そのようにご理解をいただけたらと思う。また、住民に対しては、基本的には毎月1回市民のひろばというのを各戸に配布しているので、そういうものを活用というか、まず重要視し、また先程事務局が申し上げたように、地域まちづくり会議、かごしままちづくり会議などでも十分議論をしていただきながらやっていきたい。かりそめにも住民の皆さんに対するお知らせや情報の提供に抜かりがないようにやっていかなければいけないと思っているので、そのことをご理解いただきたい。」旨の発言あり。

会長から、「皆様方の言われることは重々理解できるし、そのとおりだと思う。そのようなお気持ちを踏まえながら、これから対応してまいりたいと思うので、敬老パスについては了承をお願いする。」旨の発言あり。

合併協議会に提出した議案関係資料の修正等について

一部事務組合等の状況について

「合併後に再編する」等とした項目の取扱いについて

合併協議会での協議対象としなかった項目の取扱いについて

上記4件について一括報告。

鹿児島市議会議長の上門委員から、「事務局から説明があったように、私どもの合併特別委員会の議論の中で、当局にも理解していただき、今日の報告となったと理解している。合併協議会廃止後、11月1日までに残された課題は何なのか、合併後に残された課題はどのように整理するのかなどをまとめた資料であり、私どもは現在合併特別委員会で議論をしているという状況なので、ご理解いただきたい。そしてそのことを5町の皆さん方に発信をしたいということである。また、次の報告事項である鹿児島地区合併協議会の廃止の議案については鋭意審査中である。このことについても、単に廃止議案であるから可決するというのではなく、こういった諸々のことがあるから5町に発信しながら、そのことの確認をとった上で、廃止議案の一定の方向を見つけようということ、議会は論議をしているので、各町の皆さん方にもご理解をいただきたいと思う。」旨の発言あり。

(2) 鹿児島地区合併協議会の廃止について

上記について報告を行い、質疑等については特になし。

(3) 平成16年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算（見込み）について

上記について報告を行い、質疑等について特になし。

4 その他

会長から、「いろいろと大変慎重な、またご熱心なご意見をいただき、合併後の新しいまちづくりをしていく上の参考にさせていただきたいと思う。また、皆様方のご意見を尊重しながら、できるだけやっていきたいと思っている。皆様方はこれからもそれぞれの地域の最高のリーダーとしていただく方々ばかりであるのでお力添えもいただきたいと思う。そして、結果、一つひとつは別にしても、心、気持ちとしてはすべて一緒になってやっていく、特に、5町の都市機能、都市基盤等の格差があるとすれば、できるだけ早くそれを縮める方向で一体化しながらやっていくということを考えていかなければならないと思っている。是非、新市を信頼していただき、その信頼の上に立ってこれからやっていきたいと思っている。」旨の発言あり。

5 閉会